

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程の一部を改正する管理規程	1
○ 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程	1

企業庁管理規程

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程の一部を改正する管理規程

企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の表地域整備局の款公園都市整備課の項中「計画係 建設係」を「計画係」に、同款臨海整備課の項中「尼崎・津名計画係 潮芦屋計画係」を「計画係」に改める。

第5条中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号を第35号とする。

第6条の4中「つかさどる（）」の右に「企業誘致、」を加える。

第8条第1項の表中

「

北摂広域水道事務所	総務課 浄水課
猪名川広域水道事務所	総務課 浄水課
東播磨利水事務所	総務課 施設課 工務課 浄水課

」

を

「

北摂広域水道事務所	総務課 浄水課
東播磨利水事務所	総務課 施設課 工務課 浄水課

」

に改める。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。



企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第3号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程等の一部を改正する管理規程

（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時から32時まで」を「15時間30分から31時まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項ただし書中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項の表を次のように改める。

勤務時間	休憩時間
午前8時45分から午後5時30分まで 又は午前9時から午後5時45分まで	午後0時から午後1時まで

第4条第1項中「半日勤務時間（前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する時間をいう。以下同じ。）」を「4時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に、「半日勤務時間の」を「4時間の勤務時間の」に改め、同条第2項及び第3項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第8条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 育児休暇

第9条第4項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第9条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 職員が子育てのために年次休暇を請求した場合においては、管理者は、当該職員の仕事と子育ての両立に配慮して、これを与えなければならない。

第11条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第11条の次に次の1条を加える。

(育児休暇)

第11条の2 育児休暇は、職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）第3条第5号又は第6号に該当して育児休業をすることができない職員が、当該職員の3歳に満たない子の養育をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 育児休暇の期間は、1回につき1月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 育児休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年兵庫県条例第32号）第15条の2に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

4 育児休暇の単位は、1日とする。

第12条第5項を次のように改める。

5 前条第3項の規定は、介護休暇について準用する。

第13条第3項中「前条第5項」を「第11条の2第3項」に改める。

第14条の見出し中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加え、同条第1項中「以下同じ。）」の右に「、育児休暇」を加え、同条第2項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加え、「又は第13条」を「、第11条の2第1項に定める場合又は第13条第1項」に改める。

（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正）

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成14年兵庫県企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表休憩時間の欄中「45分間」を「1時間」に改める。

（企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正）

第3条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程（平成19年兵庫県企業庁管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「改正前の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時

間等の特例に関する規程」の右に「(以下この項において「改正前の特例規程」という。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、改正前の特例規程第4条第1項の表中「30分間」とあるのは、「15分間」とする。

(企業職員の服務に関する規程の一部改正)

第4条 企業職員の服務に関する規程(昭和56年兵庫県企業庁管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「特別休暇」の右に「、育児休暇」を加える。

附 則

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。